藤沢市社会教育委員の委嘱について 次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。 2014年(平成26年)5月15日提出

藤沢市教育委員会 教育長 吉 田 早 苗

1 氏名等

氏 名	生年月日	住所	選出区分	新任 再任 の別	備考
うめもと ゆうこ 梅本 祐子			学校教 育関係 者	新任	藤沢市立 小学校長会
*************************************			学校教 育関係 者	新任	鎌倉湘南地区県立高等 学校長会

2 任期

2014年(平成26年)5月16日から2014年(平成26年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員に欠員が生じたことに伴い、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、補欠の委員を委嘱する必要による。

社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋 (委員の定数等)

- 第2条 委員の定数は、15人以内とする。
- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う 者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。
- 3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。